

# 介護支援専門員 情報

この情報は、介護支援専門員に関する情報を幅広く共有し、介護サービスの要となる介護支援専門員の活動への支援の輪を広げることを目指すものです。

## VOL. 6

(今回の内容)

- ◆ 介護支援専門員の登録制度の見直し(介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令)について

(本紙含め 8枚)

- 貴都道府県内市町村、居宅介護支援事業者、介護支援専門員協議会等にFAX送信等により情報提供していただきますよう、よろしくお願いいたします。
- また、介護支援専門員の支援、資質向上、事務簡素化など、介護支援専門員に関する取組みに関する情報提供もあわせてよろしくお願いいたします。

平成13年8月1日 厚生労働省 老健局 振興課

平成13年8月1日  
厚生労働省老健局振興課

今回お配りする資料について

- 介護支援専門員の登録制度の見直し（介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令）について

標記については、平成13年6月21日付け（介護支援専門員情報 VOL. 5）で既に情報提供しておりますが、所要の法令改正に関しましては、7月31日（火）の改正政令の閣議決定を経て、改正省令と併せて8月3日（金）に公布される予定となっております。なお、今回の改正に係る通知については、別途発出することとしておりますが、取り急ぎ条文等の資料を情報提供いたします。

介護保険法施行令の一部を改正する政令

政令第 号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第三項第一号中「もの」を「者」に改め、同項第二号中「法の」を「法若しくは法に基づく命令の」に、「法に」を「これらに」に、「もの」を「者」に改め、同項に次の二号を加える。

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に介護保険法施行令第三十五条の二第一項の介護支援専門員名簿に登録されている者に対する介護支援専門員名簿からの消除に関しては、この政令の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

介護保険法施行令の一部を改正する政令案新旧対照本文  
 ○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（法第七十九条第二項第二号の政令で定める者）                      第三十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 登録証明書を交付した都道府県知事は、第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと思えるときは、同項の介護支援専門員名簿から削除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、登録証明書の返還を求めなければならない。</p> <p>一 虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けた者</p> <p>二 法若しくは本法に基づいて命令の規定又はこれらに基づいて処分を違反した者</p> <p>三 罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に關し犯罪又は不正の行為があった者</p> <p>4（略）</p>	<p>（法第七十九条第二項第二号の政令で定める者）                      第三十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 登録証明書を交付した都道府県知事は、第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと思えるときは、同項の介護支援専門員名簿から削除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、登録証明書の返還を求めなければならない。</p> <p>一 虚偽又は不正の事実に基づいて登録証明書の交付を受けたもの</p> <p>二 法の規定又は法に基づいて処分を違反したもの</p> <p>4（略）</p>

介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令

○厚生労働省令第 号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第一項の規定に基づき、介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令

介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「である」を「であつて、欠格事由に該当しない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の欠格事由とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと認められることをいう。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）若しくは同法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除くほか、前項各号に規定する業務又は介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者

四 令第三十五条の二第三項の規定により介護支援専門員名簿から消除され、その消除の日から五年を経過しない者

附 則

この省令は、平成十三年九月一日から施行する。

介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（令第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件）</p> <p>第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号、以下「令」とい        う。）第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、第一号、        第二号及び第三号の期間が通算して五年以上であつて、欠格事由に該当        しないこと並びに第四号の期間が通算して十年以上であつて、欠格事由        に該当しないこととする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>2 前項に規定する欠格事由とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、        介護支援専門員として適当でないと認められることとする。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）若しくは同法に基づいて命        令の規定又はこれらに基づいて定められた者</p> <p>二 罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>三 前号に該当する者を除くほか、前項各号に規定する業務又は介護支        援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者</p> <p>四 令第三十五条の二第三項の規定により介護支援専門員名簿から削除        された、その削除の日から五年を超過しない者</p>	<p>（令第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件）</p> <p>第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号、以下「令」とい        う。）第三十五条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、第一号、        第二号及び第三号の期間が通算して五年以上であること並びに第四号の        期間が通算して十年以上であることとする。</p> <p>一〜四（略）</p>



政 令

政令第二百五十八号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第三項第一号中「を」を「者」に改め、同項第二号中「法」を「法若しくは法に基づき命令の「に」法に」を「これらに」も「を」を「者」に改め、同項に次の二号を加える。

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に介護保険法施行令第三十五条の二第一項の介護支援専門員名簿に登録されている者に対する介護支援専門員名簿からの削除に関しては、この政令の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 坂口 力

内閣総理大臣 小泉純一郎

省 令

○厚生労働省令第百八十三号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第一項の規定に基づき、介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年八月三日

厚生労働大臣 坂口 力

介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令

介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「である」を「であつて、欠格事由に該当しない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の欠格事由とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないこと認められることをいう。

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）若しくは同法に基づき命令の規定又はこれらに基づき処分に違反した者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除くほか、前項各号に規定する業務又は介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

四 令第三十五条の二第三項の規定により介護支援専門員名簿から削除され、その削除の日から五年を経過しない者

附 則

この省令は、平成十三年九月一日から施行する。